



# 一時保育事業



令和8年4月現在

稚内市内に居住し、かつ保育所等に通っていない生後3カ月～就学前のお子様を育児されている保護者の方で、保護者のパート稼働等により、毎日ではなく断続的に家庭での保育ができない場合や、通院などの用事、リフレッシュなどで一時的にお子さんを、市内保育所（園）にお預かりする制度です。

## ●半日(4時間未満の利用)

### 利用料金

3歳未満児	3歳以上児
1,000円	500円

## ●1日(4時間以上8時間以内の利用)

3歳未満児	3歳以上児
2,000円	1,000円

※年齢は、現在の年齢ではなく、各年の4月1日現在の年齢となります。

※半日利用：4時間未満の利用。

※1日利用：4時間以上8時間以内の利用。

昼食の利用については、各園と調整の上、緊急の場合はお弁当を持参してください。

**登録は毎年更新が**

**必要**となります

ので、忘れずに  
手続きを  
お願いします。



### 利用時間

8:00～18:00

(この時間帯で概ね8時間以内です)

### 利用日

日曜日、祭日、年末年始の休所(園)日を除きます。

※利用する場合には、事前に申込みが必要です。

こども課での登録が済んだ後、各保育所（園）へお申込みください。

### 実施施設

白樺保育所	潮見1丁目1番10号	TEL 33-4558
稚内富岡保育園	富岡4丁目18番6号	TEL 32-2727
きらきら保育園	緑4丁目5番32号	TEL 23-2315
オアシス保育園	中央2丁目16番12号	TEL 23-6321
認定こども園鈴蘭幼稚園・保育園	港3丁目6番12号	TEL 23-3237
もぐもぐ保育園	宝来2丁目8番17号	TEL 23-5180

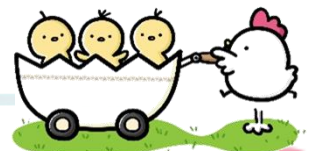
※もぐもぐ保育園は2歳児以上の利用となります

### 利用までの流れ

こども課（各保育所(園)でも申請可)に利用の申込み ⇒ 決定通知

⇒ 保育所(園)に利用日を申込み ⇒ 預かり

⇒ 納付書で利用料金を支払う



お問合せ・お申込み先

稚内市教育委員会 こども課 育成グループ ☎23-6530 (直通)